別表第八	
所在地	施設の種別
神奈川県	高炉で用いる還元剤を得るための施設
広島県	

別表第九	
所在地	施設の種別
北海道	コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための施設
千葉県	
神奈川県	
愛知県	
福岡県	
大分県	

別表第十	
所在地	施設の種別
千葉県	水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための施設
神奈川県	
岡山県	
山口県	

別表第十一	
所在地	施設の種別
茨城県	令第一条第二号に掲げる燃料として利用される製品を得るための施設
千葉県	
新潟県	
福井県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
長崎県	
熊本県	

広島県（四か所）	
山口県（二か所）	
徳島県（二か所）	
高知県	
福岡県	
長崎県	
熊本県	
宮崎県	

○財務省・農林水産省告示第八号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十七条の規定に基づき、平成十年六月十九日大蔵省・農林水産省告示第四十九号（中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

第九項第二号イ中「委員会」の下に「（次項において「委員会」という。）」を加え、本則に次の一項を加える。

10　法第七十七条の主務大臣が指定する資金は、前各項に規定するもののほか、次に掲げる条件を満たす資金のうち、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金を除いたものとする。

一　資金の性質

漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。次号において同じ。）及び漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。次号において同じ。）が、その経営の改善を図るため、既に借り入れている借入金の全部又は一部を緊急に借り換えるための資金として平成二十九年三月三十一日までに借り入れる資金

二　借受資格者

次に掲げる条件のいずれかを満たすもの

イ　合併後存続し、又は合併によって設立された漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、その繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金（これらの事業年度のうち合併の日の属する事業年度以前の事業年度の当期利益金にあっては、当該合併に係る漁業協同組合又は漁業協同組合連合会ごとの当期利益金の合計）の平均額の十倍を超えるもののうち、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

ロ　イに掲げるもののほか、繰越欠損金の額が五千万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の二事業年度の当期利益金の平均額の十倍を超える漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、経営改善のための計画を定め、委員会の認定を受けているもの

ハ　イ又はロに掲げる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会以外の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、経営改善のための計画を定め、水産庁長官の認定を受けているもの

三　融資機関

水産業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合

○財務省・農林水産省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第五第一号の2の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正